

第25回独立行政法人評価委員会農業分科会 議事要旨

農業分科会事務局

1 日 時： 平成19年8月27日（月）13：00－16：07

2 場 所： 農林水産省飯野ビル第4～第6会議室

3 出席者： 青柳義朗委員、安部新一委員、夏目智子委員、淵野雄二郎委員、松本 聰委員、向井文雄委員、森田 明委員、渡邊紹裕委員
池山恭子専門委員、石田裕美専門委員、加茂前秀夫専門委員、鱈場 尊専門委員、長尾美奈子専門委員、中嶋康博専門委員、長村智司専門委員、深見元弘専門委員、福田 晋専門委員、布施伸枝専門委員、松井 徹専門委員、萬野修三専門委員、森田慎二郎専門委員

4 議 事

第1部 ⎓ 農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所、種苗管理センター、
家畜改良センター、農林漁業信用基金

- (1) 評価基準等の見直しスケジュールについて
- (2) 平成18年度業務実績に関する評価について
- (3) 平成18年度の財務諸表について
- (4) 農林漁業信用基金の業務方法書の変更について
- (5) 独立行政法人整理合理化案の概要

第2部 （農畜産業振興機構、農業者年金基金、水資源機構）

- (1) 平成18年度業務実績に関する評価について
- (2) 平成18年度財務諸表について
- (3) 水資源機構の平成18事業年度業務実績に係る意見の報告について
- (4) 中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについて
 - ①農畜産業振興機構
 - ②農業者年金基金
 - ③水資源機構
- (5) その他

5 議事概要

第1部

- (1) 評価基準等の見直しスケジュールについて

事務局から資料に沿って説明がなされたが、特段の意見はなく、提示案のとおり決定された。

(2) 平成18年度業務実績に関する評価について

農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所、種苗管理センター、家畜改良センター、農林漁業信用基金のPT代表者から資料に沿って説明がなされ、以下のとおり質疑応答がなされたが、分科会としては提示案を了承し、8月30日に開催する農林水産省独立行政法人評価委員会において、分科会での評価結果の報告を行うこととした。

- 家畜改良センターは育種に役立つ研究をしていると思うが、特許料が発生する場合には、どのような団体が支払うことになるのか。

この質問に対し、家畜改良センターから次のとおり説明がなされた。

- ・ 特許料収入を主目的としているものではないが、もし、将来的に共同の事業として行う民間があれば収入に入ってくると考えている。

(3) 平成18年度の財務諸表について

種苗管理センター、家畜改良センター及び農林漁業信用基金について、事務局及び青柳委員より資料に沿って説明がなされたが、特段の意見はなく、主務大臣の承認に関し、分科会として「異議なし」として了承された。

(4) 農林漁業信用基金の業務方法書の変更について

農林漁業信用基金の業務方法書の一部改正について、同基金から資料に沿って説明がなされたが、特段の意見はなく、主務大臣の承認に関しては「異存なし」との意見とされた。

(5) 独立行政法人整理合理化案の概要

大臣官房文書課から農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター及び農林漁業信用基金に係る独立行政法人整理合理化案の概要について説明が行われ、以下のとおり質疑応答がなされた。

- 中期目標期間終了時の法人の見直しと、すべての法人の見直しが重なっているが、既に中期計画が実行されている法人も含めて、すべての法人について見直されるという認識でよいか。
- 中期目標期間終了の3法人以外の法人の見直しについても、中期計画の変更となるため、評価委員の意見聴取を行うべきであり、そのスケジュールを明確にした方が良いと思う。
- 評価基準そのものも再度見直す必要があるのか。
- 独立行政法人整理合理化は、今まで評価委員が行ってきた、評価の基準、中期計画の承認なりが、ほぼご破算になるという認識で良いか。
- 毎回長時間をかけた委員の熱心な討論を踏まえた委員会が無意味に無視されるようなことがないように事務局は配慮して欲しい。そうでないと、何のための委員会なのか分からなくなるので、事務局は肝に銘じて欲しい。

これらの質問に対し、文書課から次のとおり説明がなされた。

- ・ 中期目標期間終了時の法人の見直しと経済財政諮問会議で決定された見直しは手続き的には異なるが、最終的にはすべての法人の見直しが行われる。
- ・ 諮問会議の議論を経て、骨太の方針に基づき行われる見直しは、緊急に独法全体を見直す視点から行われるもので、中期目標期間終了時の法人の見直しとは違い、意見聴取は制度上の手続きではない。しかしながら、評価委員から幅広く御意見を伺う趣旨から、説明させていただくこととしている。
- ・ 整理合理化（案）が決定された後、その内容に応じて中期目標、中期計画自体を見直すこととなるので、できあがったものに対して評価基準の見直しが必要になる場合もあると思われる。

第2部

(1) 平成18年度業務実績に関する評価について

農畜産業振興機構及び農業者年金基金の PT 代表者から資料に沿って説明がなされ、以下のとおり質疑応答がなされたが、分科会としては提示案を了承し、8月30日に開催する農林水産省独立行政法人評価委員会において、分科会での評価結果の報告を行うこととした。

- 国民に対して提供するサービスについて、件数は少ないながら整合性が確認されていない案件があると記載されているが、もう少し詳しい説明が必要ではないか。

この意見に対し、農業者年金基金から次のとおり説明がなされた。

- ・ いわゆる保険記録がどうこうなったという問題ではなく、農業者年金に加入する際に国民年金の記録と農業者年金の加入者の記録を突合するが、誕生日がずれている類の不整合等について、確認の上、訂正したというもの。今後とも、業務委託先の各市町村段階の農業委員会、農業協同組合等と連携を取り、是正に努めていきたい。

(2) 平成18年度の財務諸表について

農畜産業振興機構及び農業者年金基金について、事務局及び青柳委員より資料に沿って説明がなされたが、特段の意見はなく、主務大臣の承認に関し、分科会として「異議なし」として了承された。

(3) 水資源機構の平成18事業年度業務実績に係る意見の報告について

水資源機構の PT 代表者から資料に沿って報告されたが、特段の質問、意見はなかった。

(4) 中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについて

農畜産業振興機構、農業者年金基金及び水資源機構について所管課から説明がなされ、

委員から以下の意見が出された。これらの意見については、事務局と調整の上、8月30日に開催される農林水産省独立行政法人評価委員会において、松本会長から報告することとされた。

- 農業者年金基金の組織運営の合理化の部分に関し、地方の出先機関である連絡事務所が果たしてきた役割というのは大変大きなものがあると思うが、「地方連絡事務所(北海道、九州)の廃止」とした場合に今後の加入推進などに影響がでるのではないか。
- 水資源機構に関し、地球温暖化が問題となる中、水資源機構の業務は今後も重要である。業務縮小、管理の効率化を目指す見直し案となっているが、将来展望はどのようになっているのか。
- 水資源機構に関し、戸倉ダム建設事業の中止はなぜか。

なお、これらの意見、質問に対しては、所管課及び法人から次のとおり発言があった。

- ・ 北海道及び九州は、我が国の一大農業地域であり、加入者や受給者が多い地域であることは事実であるが、昨今の情報伝達技術の発達からも廃止を検討しているものであり、今後については、地域の加入推進のリーダーとして「加入推進部長」を設置し、支援していくこととしており、そういった方が地元の受託機関と協力しながら加入推進を進めていくことで、十分なフォローアップは可能であると考えている。
- ・ 地球温暖化への対応を含む将来の展望については、気象データ等の動向を見ながら検討していくことになると思われる。
なお、地球温暖化により拡大が懸念される渇水への対策としても、限られた水資源を同一水系の関係者及び利水者間で有効かつ効率的に利用調整する体制の整備が重要と考えている。
- ・ 計画に参加した利水者である東京都と埼玉県の撤退により、水資源の開発のための施設の整備を行う水資源機構事業としての中止が決定されたもの。

(5) その他(事務連絡事項)

(以上)